

## I 事業計画

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、世界経済および我が国経済は停滞し、世の中の状況が一変した。航空業界においても人の往来が制限され、航空需要が激減するという過去に経験したことのない甚大な影響を受けている。会員各社は自助努力による構造改革や収支改善策を進め、体制維持に懸命に努めているが、変異株による感染再拡大の影響で厳しい水際対策が強化されるなど、国際旅客需要においては依然として回復の見通しが立っておらず、国内旅客需要も、国内の感染状況次第で一進一退の状況が続いており、厳しい状況が想定される。

一方、脱炭素社会に向けた気運が世界的に高まっている中で、日本国内でも、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が掲げられた。航空分野では、運航・空港におけるCO2削減に向けた取り組みが進められるとともに、国際航空においてはICAO CORSIAの枠組みに沿って対応が迫られている。

全日本航空事業連合会は、73社が加盟する航空業界団体として、会員各社の状況を踏まえた要請活動や取組みを最優先課題とするとともに、安全運航の堅持を第一に、環境課題等、日々変化する情勢に迅速かつ的確に対応し、我が国の航空事業の健全な発展を促進するとともに、利用者利便の向上を図り、日本経済の発展や地方創生に貢献していくため、以下の通り、取り組むこととする。

### 1. 航空行政に関する施策の要望

#### (イ) 新型コロナウイルス感染症への対応

航空業界が受けた甚大な影響を踏まえ、各社が置かれた状況を的確に把握し、業界への支援を実現するために、関係各所への要請活動を継続する。また、感染防止対策とあわせて、人の動きを活性化させるための官民一体となった仕組みづくりを働きかける。

#### (ロ) 環境課題への対応

業界横断的な取り組みとして、SDGS 対応、CO2 削減策を推進し、会員社が円滑に対応を進められるよう支援を強化するとともに、業界の取り組みについて対外的に発信する。また将来、国内において安定的なSAF 供給が実現できるよう、関係各所と検討を進める。

#### (ハ) 事業規制の緩和等に関する要望

事業運営に対する規制は必要最小限度のものとするため、各委員会等で取りまとめた事項について、関係機関に要望する。航空法の改正やこれに伴う諸基準の改正等により生ずる変化が事業活動に多大な影響を与えないよう、業界の要望の反映に努める。

#### (ニ) 訓練空域に関する要望

小型航空機の訓練空域の拡大及び新設については、必要に応じ関係機

関に要望を行う。

(ホ) 空港用地等の借料軽減措置の要望

空港用地等の借料軽減措置については、必要に応じ関係機関に要望を行う。

2. 税制に関する要望

新たな要望について検討し、必要に応じ関係機関に要望を行う。

3. CARATS（将来の航空交通システムに関する長期ビジョン）

CARATS 構築に関連する WG 会議に引き続き参画し、将来の航空交通システムの変革に協力する。

4. 航空安全プログラム（SSP）の適用に伴う安全情報（自発報告）の分析、活用等

SSP の導入により民間航空の安全に関する情報を幅広く収集するために確立された自発報告制度の分析等に協力し、フィードバックされた情報等の活用を図っていくことで、関係諸団体と協力し、検討会、研究会等に参加する。

5. 危険物の航空輸送に関する検討

航空機による危険物輸送に係る基準等については、ICAO の動向を注視しつつ、航空危険品委員会として問題点の整理、検討等を行う。

6. 航空機操縦士、航空整備士・製造技術者の養成確保等への協力推進

地域航空会社での操縦士不足、航空需要の増大等による中長期的な操縦士、整備士・製造技術者の不足に対応するため、その養成、確保に取り組む連絡協議会に積極的に関与し協力を行う。

7. 自衛隊操縦士の民間活用制度への対応

航空ネットワークの充実が図られ、ドクターヘリの全国的配備が令和 2 年度末で完了したことを受け、新たな操縦士の確保が求められている。こうした業界のニーズ等を踏まえ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない範囲で自衛隊操縦士の民間活用を進める制度の構築、円滑な運用に取り組む。

8. 消防防災ヘリ操縦士の確保

消防庁通達に基づき、令和 4 年 4 月より操縦士 2 名乗務が義務化されることとなり、操縦士の確保が大きな課題である。消防防災ヘリ操縦士を確保するため、技量維持に必要な飛行時間の確保、及び操縦士裾野拡大のための取組みを消防庁に求めていく。

9. 無人航空機（空の産業革命官民官民協議会等）

昨年 8 月に更新されたロードマップに従い、令和 4 年度におけるレベル 4 の実現を目指し、具体的な技術要件等が策定される予定であり、官民協議会等へ参加により有人機との安全な空域共有を前提とした上で小型無人機の環境整備に協力する。

10. 空飛ぶクルマ（空の移動革命官民協議会・実務者会合等等）

令和 2 年度の実務者会合で発表されたユースケース及び各 WG の検討内容に基づき、官民協議会でロードマップのアップデートを行う。ロードマップでは令和 5 年度には試験飛行を可能とする体制を確立し、令和

7年度の大阪万博での営業飛行が可能となる法的整備を目標としており、  
 運航安全基準 WG 及び操縦者・整備者の基準 WG に引き続き委員を派遣して基準策定に協力する。

11. 小型航空機事業の振興対策等の推進

小型航空機事業の実績向上のため、部会・専門委員会を中心に関係諸団体とも協調し、次の事項等について調査・活動を行い、必要に応じ国及び地方公共団体に陳情を行う。

(イ) 小型航空機の公共用飛行場への乗り入れ機会の拡大

(ロ) ヘリコプターの事業分野の拡大

12. 航空従事者の飲酒問題に対する対応

航空局より発出された「航空従事者のアルコール検査等の運用について」等を遵守し、飲酒問題に対する意識改革、規定遵守に対する意識の向上、サポート体制の充実等、管理・監督機能の強化を図る。

13. ヘリコプター部会物輸営業委員会

ヘリコプターによる物資輸送時の意図しない荷物の落下を未然に防止するため、引き続き荷造り状況等を確認する安全パトロールを行う。

14. ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会

ドクターヘリ運航の安全確保、必要経費確保にかかる要望を検討し、厚生労働省及びドクターヘリ推進議員連盟へ要請する。

日本航空医療学会による夜間救急搬送に係る検討及び厚生労働省による新型コロナ患者輸送方法に係る検討に協力する。

15. 調査研究活動

航空事業の発展を図るため、特に重要と認められる課題については、必要に応じ学識経験者の参加等も求め調査研究活動を行う。

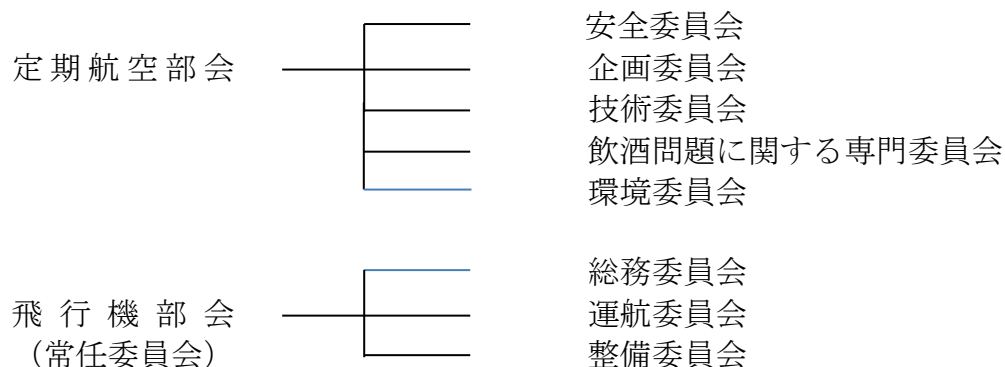
16. 「空の日」・「空の旬間」事業の協力

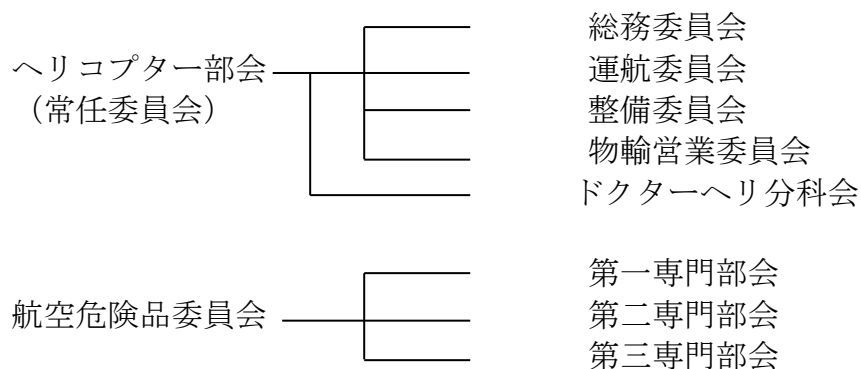
「空の日」・「空の旬間」事業について協力する。

17. 航空関係表彰

叙勲・褒章及び航空関係部外功労者表彰(国土交通大臣、地方航空局長)の候補者の推薦等を行う。

以上の事業は、以下の部会・委員会等を中心に活動し、事業計画を遂行する。





## II 各種会合予定

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| 1. 年次総会                | 年1回開催          |
| 2. 理事会                 | 年4回開催          |
| 3. 飛行機部会<br>(常任委員会)    | 年4回開催<br>(年6回) |
| 4. ヘリコプター部会<br>(常任委員会) | 年4回開催<br>(年6回) |
| 5. 各種委員会及び W/G         | 必要の都度          |

## III 事務局の直接事業等

1. ヘリコプター稼働実績、飛行機稼働実績の統計収集及びホームページへの掲載、  
国土交通省等から受領した公文書等について、全航連のホームページに必要に応じて会員専用として掲載する。  
ホームページ・アドレス <http://www.ajats.or.jp>
2. 国土交通省、総務省等関係省庁からの調査依頼に対する対応。

以上